

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県公立大学法人（以下「実施機関」という。）が平成 23 年 8 月 23 日付けで異議申立人に対して行った不開示決定（公文書不存在）処分を取り消し、請求の趣旨に沿った公文書の特定を行った上で、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

第 2 異議申立て及び諮問の経緯

1 開示請求の内容

異議申立人は、平成 23 年 6 月 20 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、以下を請求内容とする開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を電子申請により行った。

実施機関が特定裁判に対して投じた経費、つまり、

裁判費用

弁護士報酬（委託料など全て。もし、顧問弁護士が対応しているなら顧問料の相当分及び裁判委任報酬の全て。）

関連経費の全て

大学法人事務職員がこれらの裁判に対応した作業（打合せ等を含む全て）に費やした人数と各自の総時間数、及びこれに相当する賃金の合計（すなわち、人件費の総合計）

2 実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書として、ア．経費精算書、イ．立替経費精算書、ウ．管内旅行命令簿、エ．タクシー代請求明細書、オ．ETC コーポレートカード利用明細書を特定し、このうちアとイに記載された支払先口座について条例第 7 条第 1 号の個人情報に該当するため不開示とする部分開示決定を行い、平成 23 年 7 月 4 日付けで異議申立人に対し通知した。

3 異議申立人は、請求内容の については開示不十分、 については開示・非開示の回答すらなされていないとして、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し平成 23 年 8 月 9 日付けで異議申立てを行った。

- 4 上記異議申立てについて、実施機関は、同法第7条に規定する不作為の申立てと解し、対象公文書を作成していないことを理由として不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年8月23日付けで異議申立人に対し通知した。
- 5 これに対し、異議申立人は、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成23年10月18日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 6 実施機関は、本件異議申立てについて、同法に規定する記載事項の不備があるとして、同法第48条において準用する第40条第1項の規定により、平成23年11月8日付けで異議申立人に補正命令書を送付した。
- 7 異議申立人は、上記補正命令を受けて、平成23年12月4日付けで、補正を行うとともに、本件異議申立てについての補充（以下「異議申立ての補充」という。）を行った。
- 8 実施機関は、平成24年1月25日付けで、当審査会に対し本件異議申立てについて諮問を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が本件異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1）平成23年8月9日付け異議申立書における主張

請求内容の については開示不十分（文房具、コピー費、通信費などの経費が計上されていない）、 については何ら回答がない。

少なくとも運転手の運転業務についてこの時間の労働対価を算出して開示すべきであった。

適法に労働者の勤務時間管理ができているならば、請求内容 に係るすべての賃金を算出可能でなければならない。

再度「請求内容の を証する文書」の開示を求める。

(2) 本件異議申立書における主張

不存在の決定は、大学法人執行部の意図的な情報公開請求に対する無視ないし言い逃れの対応である。

請求内容の については、大学法人の労働時間管理書類をもとに容易に回答できるものであり、違法な労働管理を行っている場合を除いてはそれにかかる公文書が存在するはずである。

「請求内容の を証する文書」に係る具体的な公文書として、下記のとおり開示を要求する。

- a . 特定の事案・訴訟に関する事務（以下、「本件事務」という。）に係る時間外勤務命令簿、及びこれから算出された賃金の合計、時間外勤務命令について記載のある規則等の一切
- b . 業務日誌、あるいは上司が記録した業務記録、及びこれから算出された賃金の合計、労働時間管理について記載のある規則等の一切
- c . 管内旅行命令簿、車両使用簿、これらの記録から関係事務職員が本件事務に従事した時間がおおむね把握でき、当該業務に係る賃金をみなして算出して情報開示することが可能である。これから算出された賃金の合計、管内旅行命令簿について記載のある規則等の一切
- d . 事務職員の勤務状況を記録した一切の書類、事務職員の勤務について記載のある規則等の一切

(3) 異議申立ての補充における主張

本件異議申立ての趣旨は、請求内容の を算定するための基礎的な文書は、正常な大学運営が行われているならば存在するはずであり、不存在の回答は不当なので、取り消して開示せよというものである。

本件事務に費やされた事務職員の労務費を裏付ける公文書を具体的に a ~ d に示しており、申立ての趣旨は明確にされている。

請求内容の を裏付ける下記の資料について速やかに開示せよ。

なお、別途、公文書開示請求を行う。

- a . 時間外勤務命令簿及び電磁的記録の全て、時間外勤務に関する事後的な報告書及び電磁的記録の全て、本件事務に携わった各事務職員の給料の号給と職務の級、本件事務に携わった時間の合計、時間外勤務命令について記載のある規則等の全て
- b . 業務日誌及び電磁的記録の全て、あるいは上司が記録した業務記録及び電磁的記録の全て、本件事務に携わった各事務職員の給料の号給と職務の級、本件事務に携わった時間の合計、労働時間管理について記載のある規則等の全て
- c . 管内旅行命令簿及び電磁的記録の全て、車両使用簿及び電磁的記録の

全て、本件事務に携わった各事務職員の給料の号給と職務の級、本件事務に携わった時間の合計、管内旅行命令簿について記載のある規則等の全て
d. 事務職員の勤務状況を記録した一切の書類及び電磁的記録の全て、事務職員の勤務について記載のある規則等の全て

(4) 実施機関の理由説明書に対する意見書における主張

ア 下記第4の2の(1)への反論

公文書が複数職員の関与により複数部署に保管されているからといって不開示とする理由にならない。

複数記録だから記録が残っていないということも適正な労働管理が行われているなら理由にならない。

時間外手当等の賃金が、職員の業務が不明なまま支給されている実態があることを示しており、不開示の理由として社会的に容認されない。

個別に公文書を作成することなく、請求者の求めるとおり時間外勤務命令簿等そのものを開示することで足りる。

イ 下記第4の2の(2)への反論

大学法人が賃金支払いについて適法に処理を行っているとの回答が事実であるなら、「公文書不存在」という事態はない。

時間外勤務については「勤務時間申告書兼時間外・休日勤務命令簿において適正に管理しており、従事する業務も記載されている」とするなら、「裁判業務について必ずしも記載しているものではない」との説明は矛盾している。

「法人規程上、業務日誌や、所属長が業務記録を作成することは規定されていない。」との説明は、大学法人においては職員の業務を把握できていない違法な労働管理の実態を説明したものであり、不開示の理由とはならない。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件異議申立てに至る経過

本件開示請求を受けたときは、異議申立人が裁判にかかった経費を知りたいという趣旨にとらえ、文書の特定については、特に異議申立人に対して確認の連絡は取らなかった。

平成23年7月4日付けで部分開示決定を行い、同月8日にシーボルト校で開示を行ったが、その際、異議申立人に対し、開示していない部分については、県の情報公開条例に定めている公文書の定義では、文書を作成して人件費の合計を出すようなものは含まれないということを条例の写しを示して説明した。

その後、平成23年8月9日付けで異議申立てがあり、その中で請求内容について、異議申立人は関連経費には文房具、コピー費、通信費などの経費が計上されていないと主張するが、それらの経費については、裁判業務の目的のためだけに購入したと確実に分かるものは存在しないし、さらに、請求内容については、異議申立人は全ての賃金を算出可能でなければならないと主張するが、異議申立人との連絡は取れなかったものの、実施機関として人件費の総合計が分かる公文書にかかる請求と判断し、請求内容及びについて、不存在の決定を行った。

この不存在決定に対し、本件異議申立てがなされたが、記載の不備があったため、異議申立人に対し補正命令書を出すとともに、本件異議申立書に記載されたaからdまでの開示の要求については、新たな開示請求に当たるので、改めて条例の規定による開示請求を行うよう依頼した。

これに対し、異議申立人からは、異議申立ての補充において、別途、開示請求を行う旨の意思表示があったが、現在まで開示請求は行われていない。

2 不開示（公文書不存在）とした理由

（1）不開示とした理由

当該裁判に係る事務は、主にシーボルト校の総務企画課長及び総務グループリーダーが担当しているが、当該裁判の争点には他の所属が所掌する事務に関するものも含まれている。佐世保校、シーボルト校の事務局長ほか、関わった役員、職員は多数存在し、それぞれの業務記録等は全て残されているわけではない。

結論として、当該裁判業務に携わった職員は多数存在するが、いつ、どれくらいの時間、どの所属の職員で裁判業務及び打合せを行ったのかを確認できる公文書は存在しない。

なお、異議申立人に対し、個別に文書を作成し開示することは条例の本旨ではないことを、部分開示決定通知を交付する際に口頭で説明している。

（2）本件異議申立書の趣旨及び理由に対する意見

賃金支払いについては、法や法人の規程にのっとり必要書類を整備し適正に支給しており、会計監査人や県の監査も受けており、適法に処理している。

時間外勤務については、勤務時間申告書兼時間外・休日勤務命令簿に、基本的に各職員がその時間に行う主な業務を記載しており、臨時的な業務である裁判業務については必ずしも記載されていない。また、管理職については管理職手当で対応しており、時間外勤務の実態を正確に把握することはできない。

職員の職務については、法人事務組織規程及び法人事務分掌細則に定められており、各職員の勤務状況は通常業務を通して管理職員が適切に把握している。

業務日誌、業務記録等の作成については法人規程に規定されていないため、作成していない。

公用車を使用した職員は旅行申請書兼旅行命令簿等により把握できるが、これらの記録から賃金等をみなしで算出して開示することは、条例第2条第2項の公文書の定義に合致しない。

第5 審査会の判断理由

1 公文書の特定について

(1) 開示請求書の記載内容について

異議申立人が開示を求めた内容は、開示請求書によると、

「実施機関が特定裁判に係る裁判に対して投じた経費、つまり、

裁判費用

弁護士報酬（委託料など全て。もし、顧問弁護士が対応しているなら顧問料の相当分及び裁判委任報酬の全て。）

関連経費の全て

大学法人事務職員がこれらの裁判に対応した作業（打合せ等を含む全て）に費やした人数と各自の総時間数、及びこれに相当する賃金の合計（すなわち、人件費の総合計）」

である。

(2) 本件公文書の特定について

ア ところで、本件開示請求は、電子申請によってなされており、請求時に記載内容について実施機関に対し相談や問い合わせはなく、実施機関として異議申立人の請求の意図を正確に把握できる状況にはなかったと認められる。

また、実施機関の説明によると、請求を受けた後に、請求内容について異議申立人に確認を行ったという事実はない。

イ 一般に、開示請求の時点では、請求者にとっては、知りたい情報が、実施機関にどのような形で作成され、保有されているのか不明な場合が多い。

こうしたことから、通常、開示請求を受ける時点で、できる限り対象公文書を特定することとしており、受付時にどうしても特定できないような場合は、開示請求書に記載されている内容から判断するものとし、その旨を請求者に伝えることとされている（長崎県公文書開示事務取扱要領）。

ウ 本件の場合、上記(1)のとおり、開示請求書の内容をみる限り、具体的な公文書の名称は示されておらず、請求を求める情報のみが記載されていること、文言の解釈により対象となる公文書の範囲が大きく左右されることが考えられること、請求の内容の範囲が広く、多岐にわたることから、異議申立人に対し、請求の趣旨や内容を確認したり、実施機関が保有する公文書の内容を説明した上

でなければ、請求の趣旨に沿った公文書の特定はできないと考えられる。

しかしながら、実施機関から異議申立人に対する必要な確認や説明を行う十分な機会もなく本件処分に至ったものであり、実施機関の公文書の特定は不十分であったと言わざるを得ない。

2 本件処分の妥当性

上記により、実施機関が、公文書の特定が不十分なまま本件処分を行ったことは妥当ではない。よって、本件処分を取り消し、請求の趣旨に沿った公文書の特定を行った上で、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

3 その他

実施機関、異議申立人双方はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年 1 月27日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成24年 2 月13日	・ 実施機関から理由説明書を受理
平成24年 3 月 7 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成24年 3 月21日	・ 審査会（概要説明）
平成24年 4 月23日	・ 審査会（審査及び実施機関から意見聴取）
平成24年 6 月21日	・ 審査会（審査）
平成24年 7 月 5 日	・ 答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
岡 本 芳 太 郎	長崎大学経済学部教授	会 長
石 橋 龍 太 郎	弁護士	会長職務代理者
今 福 雅 彦	長崎新聞社総務局長	
大 島 信 裕	長崎新聞社総務局次長	
福 村 喜 美 子	NPO法人グリーンクラフトツーリズム 研究会はさみつんなむ会会長	
山 中 英 子	司法書士・行政書士	

(注) 本委員中、今福委員は平成 24 年 3 月 21 日の審査会まで審議を行い、大島委員は平成 24 年 4 月 23 日の審査会から審議を行った。